

## 株式会社文真堂書店に対する買取決定等について

2016年1月29日

株式会社地域経済活性化支援機構

株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」という。）は、下記の再生支援対象事業者について、2015年11月27日に株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号。以下「法」という。）第25条第1項の規定によってなされた再生支援の申込みに対して、同条第4項の規定による再生支援決定をすることを決定（以下「本再生支援決定」という。）しておりましたが、関係金融機関等との合意が整ったこと等を踏まえ、本日、法第31条第1項の規定に基づく債権買取り等をしない旨の決定を行いましたので、公表します。

### 1. 再生支援対象事業者の氏名又は名称

株式会社文真堂書店

### 2. 再生支援対象事業者と連名で再生支援の申込みをした者の名称

株式会社群馬銀行（以下「群馬銀行」という。）

株式会社トーハン（以下「スポンサー」という。）

### 3. 事業再生計画の概要

別紙参照

### 4. 商取引債権の取扱い

商取引債権については、支援の依頼を行わないため、何ら影響はありません。

機構が行う再生支援決定では、事業再生計画において指定された関係金融機関等が、再生支援対象事業者に対して有する金融債権について、金融支援等の依頼をするに過ぎません。

### 5. 再生支援決定についての機構の考え方

本再生支援決定についての機構の考え方は、次のとおりです。

#### (1) 支援の意義

再生支援対象事業者は、1952年の創業以来、北関東を中心とした多店舗によるドミナント戦略を展開し、また、1981年には、日本初の「郊外型複合書店」を出店する等、地域密着型の営業活動を継続することにより、幅広い層からの高い認

知度を得ていると考えます。

また、再生支援対象事業者が経営する店舗は、地域における書籍等の流通の核となっており、書籍等を通じ地域へ教養、文化を発信する役割を担っていると考えます。

以上のことから、再生支援対象事業者は、地域にとって有用な経営資源を有しており、また、一定数の労働者を雇用していることから、機構が再生支援対象事業者の再生を支援することは、地域経済の活性化のみならず、雇用の確保に資するものといえ、支援の意義が認められると考えます。

## (2) 機構の役割

本件において機構は、①関係金融機関等調整、②スポンサーと再生支援対象事業者間の調整を行うことを予定しています。

## ※ 公表する理由

今後の再生支援対象事業者の信用を維持・改善するなど、その再建に資するものであると考えられるため、公表を行うこととしました。

なお、本公表に当たっては、事前に、再生支援対象事業者及び再生支援対象事業者と連名で再生支援の申込みをした者の同意を得ています。

以 上

(別紙) 事業再生計画の概要

第1 再生支援対象事業者の概要

①再生支援対象事業者	株式会社文真堂書店
②本店所在地	群馬県高崎市井野町 682-1 (登記上：群馬県前橋市小相木町 558-1)
③設立日	1967年2月(創業 1952年)
④資本金	100百万円
⑤株式	発行可能株式総数 1,600株 発行済株式総数 904株
⑥事業	書店事業等
⑦従業員数	正社員 109名、準社員等 626名 (2015年3月31日現在)
⑧主な事業所	本社、小出店、六郷店等
⑨取引銀行	群馬銀行等
⑩財務状況 2015年6月期	売上高：9,237百万円、営業利益：35百万円 当期純利益：△562百万円 純資産：293百万円、総資産：7,829百万円

第2 支援申込みに至った経緯

再生支援対象事業者は、1952年の創業以来、北関東を中心に多店舗展開し、地域社会の幅広い層に対し高い認知度を有しております。1981年に日本初の「郊外型複合書店」を出店し、書籍・雑誌を主体としながら雑貨、文具やCD/DVD(レンタルを含む)等幅広い商品の販売を行う等、地域社会に貢献し、順調に事業を拡大してきました。

近年、再生支援対象事業者が店舗を展開する地域への大型書店の出店、同業他社の進出やインターネット経由での書籍販売等の普及による競争の激化、活字離れによる市場の縮小等により、同社の売上高は、2005年をピークに低下傾向が継続しております。

加えて、上記の事業悪化等のため、再生支援対象事業者は恒常的に資金不足に陥り、適時のスクラップアンドビルドや店舗投資、店舗在庫の適正水準の維持等が実施できず、事業を継続するためには抜本的な財務状況の改善が不可欠な状況となっております。

以上の状況を踏まえ、再生支援対象事業者は、主力金融機関である群馬銀行並びにスポンサーと協議の上で、機構に再生支援を申し込むこととし、機構の再生支援の下、事業再構築を行うことといたしました。

### 第3 事業再生計画の概要

#### 1. 事業計画の基本方針と主要施策

再生支援対象事業者においては、スポンサーの支援のもと、以下の施策等を実施し、事業・業績の改善を図ってまいります。

- (1) 不採算店舗の閉鎖等を進めていくことで従前以上に経費削減を進め、筋肉質な経営体制を構築していきます。
- (2) 既存店舗のうち成長余力がある店舗につき各種投資を行うことで、損益の改善を図ってまいります。
- (3) 過去に資金繰りの観点より実施できなかった新規出店を行うことで、収益力の改善を図ってまいります。

#### 2. 資本の増強・財務体質の改善

再生支援対象事業者は、既存株式から全部取得条項付種類株式を用いて株式を全部取得のうえ、スポンサーに対し普通株式を発行することを予定しております。これによりスポンサーは、再生支援対象事業者の議決権の100%を有することになります。

また、再生支援対象事業者は、金融機関より金融支援を受けることを予定しております。

以 上